

専門家の活用に関する検討の進め方

1. 主宰者としての活用

(これまでの議論の状況)

紛争解決に関する専門的能力（調停技法など）を有する者を含め、隣接法律専門職種のような公的資格保有者にとどまらず、幅広い専門家について活用の途を開いていくことが有益。

活用に当たっては、弁護士法 72 条の趣旨（国民の権利利益の保護、法律秩序の維持等）を損なわないよう、不適格者の排除を含む一定の条件整備が必要。

(今後の検討の進め方)

資格を定める個別法のない専門家にも適用されうる共通的な制度とするため、総合的な A D R の制度基盤を整備するための法制（A D R 法）整備の一環として検討。

2. 代理人としての活用

(これまでの議論の状況)

主宰と異なり、直接に当事者の権利義務を処分する業務であるから、相当高度な法律的知識・経験を備えている者（隣接法律専門職種等）に限定して活用の途を開いていくことが適当。

弁護士以外の専門家を代理人とする社会的ニーズの存在と、ニーズに応え得る専門的能力・法律的能力の有無について、紛争分野・職種ごとに個別的な検討が適当。

(今後の検討の進め方)

職種ごとに個別的な検討を進め、結論が得られれば、個別法（士業法）において手当てする方向で検討（検討会には、ある程度、方向性について検討が進んだ段階で報告・検討）。